

東京大学生命科学ネットワーク内規

平成 21 年 3 月 3 日
総 長 裁 定
平成 21 年 4 月 21 日改正
平成 22 年 3 月 30 日改正
平成 23 年 7 月 1 日改正
平成 25 年 3 月 5 日改正
平成 30 年 3 月 20 日改正
令和 7 年 3 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 東京大学生命科学ネットワーク（以下「本組織」という。）は、東京大学における生命科学の教育研究に携わる者全体のネットワークの構築、生命科学研究者のコミュニケーションの促進、生命科学分野の知識の統括・構造化及び生命科学に関する教育の支援を行い、もって東京大学の生命科学系教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 2 条 本組織は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 生命科学に関する学内共通の研究環境の課題についての解決策の検討
- (2) 生命科学教育に関わる課題についての企画立案及び提言
- (3) 生命科学に関する全学的なシンポジウムの開催
- (4) 学内の生命科学研究者の名簿の作成
- (5) 生命科学教育を進めるための教科書の作成等の教育支援
- (6) 生命科学系教育研究に関する情報の提供
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第 3 条 本組織は、別表の部局をもって構成する。

- 2 本組織に、ネットワーク長および副ネットワーク長を置く。
- 3 ネットワーク長は、次条第 1 項に定める運営委員会の委員の互選に基づき、総長が任命する。
- 4 ネットワーク長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副ネットワーク長は、ネットワーク長を補佐するものとし、ネットワーク長が指名する。
- 6 本組織に、特任教員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。
- 7 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

(運営委員会)

第 4 条 本組織に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、別表に掲げる部局の長及び部局の長が推薦する当該部局の教員各 1 名をもって構成する。
- 3 ネットワーク長は、必要に応じて本学教員のうち若干名を運営委員会の委員として加えることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第5条 本組織に、必要に応じて専門委員会、課題別分科会等を置くことができる。

2 専門委員会、課題別分科会等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 本組織に関する事務は、教養学部等事務部で行う。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、本組織の管理、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和7年4月1日から実施する。

別表 生命科学ネットワーク構成部局

法学政治学研究科
医学系研究科
工学系研究科
人文社会系研究科
理学系研究科
農学生命科学研究科
総合文化研究科
教育学研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
医科学研究所
生産技術研究所
定量生命科学研究所

大気海洋研究所

先端科学技術研究センター
